

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨回答を受けた。

私は、市区町村の納付書で国民年金保険料を納付していたが、申立期間については、平成6年6月ころ、私の母がA町（現在は、B町）役場の国民年金担当者と相談しながら保険料を納付したはずなので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、免除期間の追納及び過年度納付により未納期間の解消に努めているほか、平成10年度より保険料を前納していることから保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から満60歳到達時まで保険料を完納しており、その母の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、平成6年6月23日付けの決議により、4年7月への国民年金保険料の充当及び残額800円の還付が行われていることが確認されるところ、申立人の母は、「息子（申立人）あてに保険料の充当と還付の通知があり、平成6年6月ころすぐにA町役場の国民年金係にその内容を聞きに行った。その時、4年8月から5年3月までの未納が分かり、1か月ごとの納付書の手続を役場にお願ひした。」「その後、送付された納付書で、1か月分を先に、残りの分をま

とめて、それぞれ近くの銀行に納付したと記憶している。」と証言は具体的であり、その主張に不自然さは見られない上、B町では、「A町の国民年金窓口において、国民年金被保険者から過年度保険料の納付について相談を受けた場合は、町から当時の社会保険事務所へ一括納付書又は分割納付書の発行を依頼し、当該被保険者あてに納付書を送付していた。」と回答していることなどを踏まえると、申立人の母は、申立期間の保険料を過年度納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和35年3月にC県D市に本社があるA社に仮採用となり、同年4月にA社E支店で1か月間の社内研修、同年5月にF県G市で1か月間の現場研修を受けた後に、A社に本採用となった。

また、昭和35年9月から同年10月末までH県の工事現場で働いていたが、A社へ転勤辞令が出され、同年11月初めにA社へ赴任し、直ちに、A社においてC県D市の工事現場で働いた。A社で継続して勤務していたので、申立期間はA社の厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時に勤務していた時の写真、上司及び同僚の供述並びに申立人の具体的な供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社E支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和35年10月末に転勤辞令を受け、同年11月初めにA社へ赴任したとしていること、及び上司は、「私は、同年10月にA社E支店からA社への異動により、D市の工事現場の

監督となった。申立人については、同市の工事現場で働いていたことを知っている。」と証言している上、申立人とA社E支店の入社同期の同僚は、「私が、同年11月19日付けで同支店を退職した時点では、申立人が会社を一時的に辞めたということは聞いていない。」としていることを踏まえると、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和35年12月の厚生年金保険資格取得時の被保険者原票の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、「申立てどおりの届出及び保険料の納付については、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで
A社に勤めた際、平成4年5月31日資格喪失となっているが、同年5月31日退職なので、同年6月1日資格喪失が正しい。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、平成4年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月31日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該事業所に、平成4年5月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の経理担当者は、「申立人は、平成4年5月31日に退職し、社会保険事務所（当時）へ同年6月1日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出し、職業安定所にも同じように届けた覚えがある。」と供述している。

さらに、当該事業所では、「申立期間当時の資料は無いが、通常であれば、末日退職と思われる。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成4年6月1日とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年11月30日まで
私のA社での標準報酬月額が平成4年4月21日から8万円に引き下げられている。私の記憶では、総支給額は30万円くらいだったので、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成4年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（同年11月30日）の後の5年4月7日付けで、4年4月21日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を8万円に引き下げている。

また、当該事業所の元事業主及び従業員87人中64人の標準報酬月額についても、申立人と同様に適用事業所に該当しなくなった日以後に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが法人登記簿謄本から確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月及び同年11月

夫が会社を退職後、国民年金になり保険料を納付することになったが、夫が無職であり二人一緒の納付は無理だったので、夫の方から1か月ずつ納付することにした。銀行に納付書を渡して平成14年10月から同年12月まで順番どおりに納付した。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が平成14年10月に会社を退職し、国民年金保険料の納付書が届いた後は、私が同年10月分の保険料から順番に金融機関に納付した。」と主張しているものの、オンライン記録を見ると、申立期間に続く同年12月の保険料は、時効直前の17年1月27日に過年度納付されていることが確認できることから、この時点において申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものとみるのが自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付は先に夫の分を、その後自分の分を納付したとしているものの、その夫の申立期間の保険料も未納となっている。

さらに、氏名検索を行ったものの、申立人に対し、基礎年金番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月及び同年11月

私が会社を退職後、国民年金になり保険料を納付することになったが、無職であることから、二人一緒の納付は無理だったので、私の方から1か月ずつ納付することにした。妻が銀行に納付書を渡して平成14年10月から同年12月まで順番どおりに納付した。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成14年10月に会社を退職し、国民年金保険料の納付書が届いた後は、妻が同年10月分の保険料から順番に金融機関で納付した。」と主張しているものの、オンライン記録を見ると、申立期間に続く同年12月の保険料は、時効直前の17年1月27日に過年度納付されていることが確認できることから、この時点において申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものとみるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする妻は先に夫の分を、その後自分の分を納付したとしているものの、その妻の申立期間の保険料も未納となっている。

さらに、氏名検索を行ったものの、申立人に対し、基礎年金番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 30 日まで

A社（現在は、B社）に勤めていたが、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで標準報酬月額が 18 万円となっている。しかし、前年から給料等が下がった記憶が無く、当時の役職は残業手当等がつかなかったため、毎月同額が支払われており、前年と同じ 19 万円のはずである。

第3 委員会の判断の理由

B社では、「申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等が無い。」と回答しているものの、同社から提出された辞令簿により、昭和 58 年 4 月から本俸 12 万 5,220 円、手当（管理職手当）2 万 6,000 円、臨時手当（職位手当）3 万 3,620 円、合計 18 万 4,840 円、59 年 4 月から本俸 12 万 7,720 円、手当（管理職手当）2 万 6,000 円、臨時手当（職位手当）4 万 650 円、合計 19 万 4,370 円の給与支給額であったことが確認できる。

また、申立人は、昭和 58 年*月*日に第二子が誕生しており、B社が、同年 9 月にC健康保険組合D支部へ提出した健康保険被扶養者認定通知書及び当時のA社における家族手当支給規則から、同年 10 月以降、家族手当が 4,000 円であったことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係る元同僚の給与支給明細書によると、昭和 58 年 9 月に昇給月である同年 4 月まで^{さかのぼ}遡って昇給の差額が支給され、翌年も同様であることが確認できる。B社では、「申立人においても、同僚と同じように同年 9 月に昇給月である同年 4 月まで^{さかのぼ}遡って昇給の差額が支給され、翌年も同様であった。」と回答している。

また、B社では、「申立人の申立期間における報酬月額は、定時決定の算定基礎届の対象月である昭和58年5月から同年7月までは、基本給等が昇給する前の18万280円である。」と回答しており、当時の標準報酬月額の等級表に当てはめると、定時決定月である同年10月からは、18万円の標準報酬月額であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、B社では、申立人の申立期間において昭和58年9月に昇給差額分を支給し、同年9月から同年11月まで、給与支給総額の3か月平均額が20万1,106円であるとしているが、当時の月額変更届は修正平均を用いることとしており、その場合、3か月平均額は18万8,506円であり、標準報酬月額の随時改定の要件には当たらない。

加えて、通勤手当については、昭和56年4月よりA社E支店に勤務し、58年4月に同社本店に転勤したことが、B社から提出された辞令簿において確認でき、当時の申立人の住所及び当時のA社における通勤手当支給規則により、同年4月から通勤手当の支給が無くなったことが推認される。

その上、B社が加入しているF厚生年金基金からの回答によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

なお、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 11 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間については、A店（現在は、B社）において勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の複数の加入記録から、申立人は申立期間を継続して勤務していたとは言えないものの、B社に昭和 47 年から 53 年にかけて毎年一定期間勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、平成 9 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所では、「申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除について関連資料を廃棄済みであり確認することはできない。申立期間当時は社会保険に加入していない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、所在不明のため証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間のうち昭和 52 年 4 月 1 日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 8 月 15 日まで

私は、中学校を卒業後、A区にあった「B店」に集団就職した。しかし、私一人だけが、C区にあった「B店」の支店である「D店」に配属され、昭和 38 年 3 月 20 日から 40 年 8 月 15 日まで継続して勤務していた。それにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が集団就職したと主張するA区の「B店」については、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記簿でも当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人は、「『B店』から私一人だけがC区の『D店』に配属され勤務した。」と主張しているものの、C区の「D店」は、昭和 48 年 10 月 26 日に「E社」として法人登記され、平成 10 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

一方、申立人が配属されたとするC区の「D店」の本社とされる、A区の「E社」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 38 年 7 月 1 日、喪失日が 39 年 1 月 1 日であることが確認できることから、申立人は当該事業所において厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

しかしながら、昭和 38 年 3 月ころ申立人と一緒に集団就職したとする元同僚も、申立人と同様にA区の「E社」における資格取得日は同年 7 月 1

日となっている上、申立人と一緒に勤務したとする他の同僚は、「自分の場合は厚生年金保険にすぐに加入させてもらえず、約8か月後に加入した。」と供述しているほか、当該事業所に34年から39年1月ころまで勤務し、同年1月ころから42年10月ころまでC区の「D店」に勤務したとする別の元同僚は、「C区の『D店』に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。」と供述していることから、A区の「E社」では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A区の「E社」は平成19年1月4日に閉鎖登記され、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、厚生年金保険の届出、同保険料の控除等に関する証言を得ることができない上、当時の事業主の息子及びC区の「D店」の代表だった元同僚は、「当時の資料等は破棄している。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 26 日から同年 3 月 7 日まで

私は、平成 12 年 1 月 11 日から同年 3 月 7 日まで、A 市にある B 社に契約社員として勤務し、退職した。

ところが、私の厚生年金保険被保険者記録は、平成 12 年 2 月 26 日に資格喪失したことになっており、事実と違っているため納得できない。当時の給与支給明細等を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 社の給与支給明細及び B 社から提出された賃金台帳により、申立人は平成 12 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は平成 12 年 1 月 11 日、離職日は同年 2 月 25 日となっており、オンライン記録と合致している上、当該事業所は、「出勤簿等、申立人の勤務を確認できるものはないが、当社の給与の支払方法は毎月 20 日締め、当月 26 日支払いであることから、平成 12 年度一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)に平成 12 年 3 月分として記載がある 5 日間の給与が、同年 2 月 21 日から 25 日までの給与と思われる。申立期間当ても給与の締め日、支払日は変わらない。」と供述していることから、同年 2 月 26 日以降の勤務が確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は平成 12 年 2 月 25 日に退職し、同月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものの、事業主の事務処

理の誤りにより、同年2月分の厚生年金保険料を同年3月の給与から控除したものと考えられる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成12年2月26日であり、申立人が主張する同年2月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成12年2月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月から 22 年 5 月まで

私は戦後再開されたA業務において、B社のC丸に乗船し、D作業に従事していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が昭和 21 年 11 月に出漁したB社が所有するC丸に乗船し、D作業に従事していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所の船員保険被保険者台帳によると、被保険者 21 人の中に、申立人及び申立人が申立期間中に一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚 15 人の氏名は無く、船員手帳番号に欠番も無い。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた前記の 15 人のうち 12 人は既に死亡しており、証言を得ることはできないほか、他の 3 人のうち連絡の取れた 1 人は、「申立人と一緒に乗船し、同じ仕事をしていた。私は毎年、A業務に参加してきたが、私もこの期間だけ船員保険の加入記録が無い。」と供述している。

さらに、当該事業所の後継会社であるE社は、「戦後間もない資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態、船員保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。